

保険契約者保護機構に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十四号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p style="text-align: center;">保険契約者保護機構に関する省令</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、保険業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p style="text-align: center;">（保険契約の管理及び処分の範囲）</p> <p>第二条 法第二百六十条第六項に規定する大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 保険契約に基づく損害のてん補（保険金の支払を除く。第二十二條第四号において同じ。）</p> <p>二 保険契約に基づく保険契約の解除</p> <p>三 保険契約の内容の変更</p> <p>四 締結した再保険契約に関する行為</p> <p>五 保険会社（外国保険会社等を含む。以下同じ。）の保険業に係る業務の代理又は事務の代行であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行</p> <p>(1) 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等</p> <p>(2) 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
--	--

(3) 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

ロ 損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、保険契約者保護機構（以下「機構」という。）が行つことが保険契約者等の利便の増進等の観点から合理的であるもの

六 債務の保証

七 その他法第二百六十条第六項及び前各号に掲げる行為に附帯する行為（同項及び前各号に掲げる行為を行う場合に限る。）

（脱退会員の納付する負担金の額）

第三条 機構を脱退した会員（以下この条において「脱退会員」という。

）が法第二百六十五条の四第三項の規定により納付すべき負担金の額は、法第二百六十五条の四第三項各号に規定する資金の借入れに係る債務の履行のために機構が負担することとなる費用（以下この条において「借入費用」という。）の額に、当該脱退会員が脱退した事業年度における当該脱退会員の年間負担額を当該機構の各会員（脱退会員を含む。）の年間負担額の合計の額で除して得た割合を乗じて得た額とする。ただし、機構は、定款で定めるところにより、機構が借入費用の返済を終了するまでの間、毎事業年度、当該脱退会員が脱退しなかつたものとみなして、法第二百六十五条の三十四第一項の規定に基づき計算される額を当該事業年度において納付すべき負担金の額とすることができる。

（設立の認可の申請）

第四条 法第二百六十五条の八第二項に規定する大蔵省令で定める事項を

記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 発起人の名称、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書面
- 二 定款及び事業計画書の概要並びに創立総会の会議の日時及び場所についての公告に関する事項を記載した書面
- 三 創立総会の議事の経過を記載した書類
- 四 会員となる旨の申出をしたものの名称、その代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書面
- 五 役員となるべき者の氏名、住所及び履歴を記載した書面
- 六 役員が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものでない旨の市町村（東京都の特別区を含む。）の長の証明書又はこれに代わる書面
- 七 役員が法第二百六十五条の十六第一号、第三号又は第四号の規定に該当しないことを誓約する書面で役員全員が署名したもの
- 八 設立当時において帰属すべき財産の目録
- 九 設立後五事業年度における資金援助等業務（法第二百六十五条の二十八第一項各号及び第二項各号に掲げる業務の全部をいう。以下同じ。）の実施に関する計画及びこれに伴う予算

（定款の変更の認可申請）

第五条 機構は、法第二百六十五条の十二第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更を必要とする理由
- 三 変更の議決をした総会の議事の経過
- 四 その他参考となるべき事項

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第六条 機構は、法第二百六十五条の十五第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任しようとする役員の氏名、住所及び履歴
- 二 選任又は解任しようとする理由
- 三 選任又は解任をした総会の議事の経過

(運営委員会の委員の任命の認可申請)

第七条 理事長は、法第二百六十五条の十九第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に運営委員会（以下「委員会」という。）の委員として任命しようとする者の氏名、住所及び履歴を記載した書面を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

(委員会の組織)

- 第八条 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 - 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員会の委員の任期)

第九条 委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会の委員は、再任されることができる。

3 委員会の委員は、非常勤とする。

(委員会の委員の欠格事由)

第十条 法第二百六十五条の十六(役員欠格事由)の規定は、委員会の委員について準用する。

(委員会の委員の解任)

第十一条 理事長は、委員会の委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により委員を解任したときは、遅滞なく、大蔵大臣に届け出なければならない。

(議決の方法)

第十二条 委員会は、委員長又は第八条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員会の議事及び運営に関し必要な事項)

第十三条 第八条から前条までに定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が、委員会に諮って定める。

(評価審査会の委員の任命の認可申請)

第十四条 理事長は、法第二百六十五条の二十第三項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に評価審査会(以下「審査会」という。)の委員として任命しようとする者の氏名、住所及び履歴を記載した書面を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

(審査会の組織)

第十五条 審査会は、委員十人以内で組織する。

2 審査会に会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審査会の会務を総理する。

4 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

(審査会の委員の任期)

第十六条 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審査会の委員は、再任されることができる。

3 審査会の委員は、非常勤とする。

(審査会の委員の欠格事由)

第十七条 法第二百六十五条の十六(役員欠格事由)の規定は、審査会の委員について準用する。

(審査会の委員の解任)

第十八条 理事長は、審査会の委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により委員を解任したときは、遅滞なく、大蔵大臣に届け出なければならない。

(議決の方法)

第十九条 審査会は、会長又は第十五条第四項に規定する会長の職務を代

理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する。

(審査会の議事及び運営に関し必要な事項)

第二十条 第十五条から前条までに定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が、審査会に諮って定める。

(会員の名簿)

第二十一条 機構は、その会員の名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会員の商号、名称又は氏名及び代表者の氏名

二 会員の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地

2 機構は、その会員の名簿を、その業務を行うべき時間内にその事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

(機構が保険会社その他の者に委託することができる業務)

第二十二條 法第二百六十五條の二十九第一項第一号に規定する大蔵省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 保険契約に基づく保険料の收受

二 保険契約に基づく保険金、返戻金その他の給付金の支払

三 保険契約に基づき保険料として收受した金銭その他の資産の運用

- 四 保険契約に基づく損害のてん補
- 五 締結した再保険契約に関する業務（再保険契約の解約及び解除を除く。）
- 六 保険契約の内容の変更
- 七 保険契約に基づく保険契約の解除に附帯する業務
- 八 保険契約に係る再保険契約の締結に附帯する業務
- 九 保険契約の保険会社への移転に附帯する業務
- 十 その他第一号から第六号までに掲げる業務に附帯する業務

（業務の委託の認可の申請）

第二十三条 機構は、法第二百六十五条の二十九第一項第二号の規定による業務の委託の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 委託しようとする保険会社の商号、名称及び代表者の氏名又は日本における代表者の氏名
- 二 委託しようとする保険会社の本店、主たる事務所又は日本における主たる店舗の所在地
- 三 委託しようとする業務の内容
- 2 前項の認可申請書には、理由書及び当該業務の委託に係る契約に関する書類その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

（業務規程の認可申請）

第二十四条 機構は、法第二百六十五条の三十第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に同項の業務規程を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 機構は、法第二百六十五条の三十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

3 前項の認可申請書には、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第二十五条 法第二百六十五条の三十第二項に規定する大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百六十五条の二十八第一項第二号に規定する保険契約の管理及び処分に関する事項

二 法第二百六十五条の三十三第一項に規定する負担金として収納した財産の管理に関する事項

三 法第二百六十五条の二十八第二項第一号に規定する会員に対する資金の貸付けに関する事項

四 法第二百六十五条の二十八第二項第二号に規定する保険契約者等に対する資金の貸付けに関する事項

五 法第二百六十五条の二十九第一項に規定する業務の委託に関する事

項

六 法第二百七十条の二に規定する破綻^{たん}保険会社の財産の評価に関する事項

(経理原則)

第二十六条 機構は、機構の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

(勘定区分)

第二十七条 機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、また、必要に応じ、計算の過程を明らかにするための勘定を設けて経理するものとする。

2 機構が保険特別勘定（法第二百六十五条の四十に規定する保険特別勘定をいう。以下同じ。）を設けている場合には、前項中「貸借対照表勘定」とあるのは、「保険特別勘定（法第二百六十五条の四十に規定する保険特別勘定をいう。以下同じ。）及び一般勘定の別に貸借対照表勘定」とする。

(予算の内容)

第二十八条 機構の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第二十九条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十三条の規定による債務を負担する行為について、事項ごとにその負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由

二 第三十四条第二項の規定による経費の指定

三 前二号に掲げる事項のほか、予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第三十条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分する。

2 機構が保険特別勘定を設けている場合においては、前項中「収入支出予算は」とあるのは、「収入支出予算は、保険特別勘定及び一般勘定の別に」とする。

(予算の添付書類)

第三十一条 機構は、法第二百六十五条の三十七前段の規定により予算を提出するときは、次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 前二号に掲げるもののほか、当該予算の参考となる書類

2 機構は、法二百六十五条の三十七後段の規定により変更した予算を提

出するとき、変更した事項及びその理由を記載した書面に、前項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

(予備費)

第三十二条 機構は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

(債務を負担する行為)

第三十三条 機構は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって大蔵大臣に提出した金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることができる。

(予算の流用等)

第三十四条 機構は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十条第一項の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

2 機構は、予算総則で指定する経費の金額については、総会の議決を経なければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することはできない。

(資金計画)

第三十五条 法第二百六十五条の三十七の資金計画には、次の事項に関する計画を掲げなければならない。

- 一 資金の調達方法
- 二 資金の用途
- 三 その他必要な事項

2 機構は、法第二百六十五条の三十七後段の規定により変更した資金計画を提出するときは、変更した事項及びその理由を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第三十六条 機構は、四半期(保険特別勘定にあつては、半期。以下この条において同じ。)ごとに、収入及び支出については合計残高試算表により、第三十三条の規定により負担した債務については事項ごとに金額を明らかにした報告書により、当該四半期経過後一月以内に、大蔵大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第三十七条 法第二百六十五条の三十八第一項の事業報告書には、事業の実績及び資金計画の実施の結果を記載しなければならない。

(決算報告書)

第三十八条 法第二百六十五条の三十八第一項の決算報告書は、収入支出

決算書及び債務に関する計算書とする。

2 前項の決算報告書には、第二十九条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示さなければならない。

(収入支出決算書等)

第三十九条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の事項を記載しなければならない。

一 収入

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額の差額

二 支出

イ 支出予算額

ロ 予備費の使用の金額及びその理由

ハ 流用の金額及びその理由

ニ 支出予算現額

ホ 支出決定済額

ヘ 不用額

2 前条第一項の債務に関する計算書には、第三十三条の規定により負担した債務の金額を事項ごとに示さなければならない。

(区分経理等)

第四十条 機構が保険特別勘定を設けている場合において、経理をすべき

事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、あらかじめ大蔵大臣に提出する基準に従って、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理をすることができる。

(勘定間の資金の融通)

第四十一条 機構は、保険特別勘定を設けている場合においては、保険特別勘定と一般勘定との間において資金の融通をすることができる。

2 前項の資金の融通は、融通をする勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

(利益及び損失の処理)

第四十二条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金の認可申請)

第四十三条 機構は、法第二百六十五条の四十二の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に

提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 前各号に掲げるもののほか、借入れに関し必要な事項

(借入先の金融機関)

第四十四条 法第二百六十五条の四十二に規定する大蔵省令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行
- 二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
- 三 信用金庫及び信用金庫連合会
- 四 信用協同組合
- 五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 農林中央金庫
- 八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第

一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

九 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条
第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

（余裕金の運用）

第四十五条 法第二百六十五条の四十三第三号に規定する大蔵省令で定める方法は、金銭の信託とする。

（会計規程）

第四十六条 機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定め、遅滞なく、大蔵大臣に届け出なければならない。

2 機構は、前項の会計規程を変更したときは、その変更した事項及びその理由を明らかにして、遅滞なく、大蔵大臣に届け出なければならない。

（解散決議に係る認可申請）

第四十七条 機構は、法第二百六十五条の四十八第二項の規定による総会の決議による解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して大蔵大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 解散の決議をした総会の議事の経過

三 直前の事業年度末の資産、負債及び直前の事業年度の損益の内容を

明らかにした書類

(残余財産の帰属)

第四十八条 機構は、法第二百六十五条の四十八第三項の規定により、その残余財産を当該機構の会員が納付した法第二百六十五条の三十四第一項に規定する負担金の累計額に応じて、当該会員が加入することとなる他の機構に帰属させなければならない。

(保険契約の移転等における適格性の認定の報告の記載事項)

第四十九条 加入機構は、法第二百六十八条第五項の規定による報告をするときは、次に掲げる事項を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 内閣総理大臣の認定を受けた日
- 二 その他資金援助の決定に関する事項

(保険契約の引受けにおける適格性の認定の報告の記載事項)

第五十条 加入機構は、法第二百七十条第四項の規定による報告をするときは、次に掲げる事項を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 内閣総理大臣の認定を受けた日
- 二 その他保険契約の引受けの決定に関する事項

(会員に対する資金の貸付けの要件)

第五十一条 法第二百七十条の七第二項に規定する大蔵省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 同条第一項の資金の貸付けに係る貸付金債権の回収が確実であると認められること。

二 同項の資金の貸付けの申請をした会員が内外の金融市場において速やかに資金の調達をすることが困難であると認められること。

(保険契約者等に対する資金の貸付けの対象となる保険契約)

第五十二条 法第二百七十条の八第一項に規定する大蔵省令で定める保険契約は、補償対象契約の範囲内で機構が定める保険契約であつて、次に規定する権利を有することとなる者が個人である保険契約とする。

(法第二百七十条の八第一項に規定する大蔵省令で定める権利)

第五十三条 法第二百七十条の八第一項に規定する大蔵省令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

一 保険金請求権

二 満期返戻金を請求する権利

三 失効返戻金を請求する権利

(法第二百七十条の八第一項に規定する大蔵省令で定める金額)

第五十四条 法第二百七十条の八第一項に規定する大蔵省令で定める金額は、次に掲げる請求権の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第二百七十条の四第六項に規定する契約に基づき機構が保険契約

の引受けをした場合に法第二百七十条の四第九項において準用する法第二百五十条第三項に規定する特定契約に係る請求権 当該請求権の金額

二 前号に掲げる請求権以外の請求権 法第二百七十条の四第六項に規定する契約に基づき機構が保険契約の引受けをした場合に支払を受け得ると見込まれる金額

(保険契約者等に対する資金の貸付けの要件)

第五十五条 法第二百七十条の八第二項に規定する大蔵省令で定める要件は、同条第一項に規定する有資格者が同項の権利に基づき支払を受ける保険金その他の給付金により当該資金の貸付けに係る債務が確実に弁済されると認められることとする。

(機構が取得した不動産又は動産に関する権利の移転の登記の免税を受けるための手続)

第五十六条 機構が、その受ける法第二百七十条の九第一項に規定する不動産又は動産に関する権利の移転の登記につき同項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該機構が法第二百七十条の四の規定により破綻^{たん}保険会社に係る保険契約の引受けをしたこと、当該機構が当該破綻^{たん}保険会社を会員とする法第二百六十六条第一項に規定する加入機構であること及び当該機構が法第二百七十条の九第一項に規定する保険契約の引受けに伴う当該破綻^{たん}保険会社の財産の移転により不動産又は動産に関する権利の取得をしたことを証する大蔵大臣の書類 (

当該機構が当該不動産又は動産に関する権利の取得をした日の記載があるものに限る。)を添付しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号。以下「金融システム改革法」という。

)の施行の日(平成十年十二月一日)から施行する。

(旧省令の暫定的効力)

第二条 この省令の施行の際に現に存する金融システム改革法第二十二條の規定による改正前の保険業法第二百五十九条第二項に規定する保険契約者保護基金(清算中のものを含む。)については、この省令による改正前の保険契約者保護基金に関する省令(平成十年大蔵省令第一百一号)第二条から第八条までの規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

(区分経理等)

第三条 機構は、法附則第一条の六第一項の規定により清算勘定を設けている場合において、経理をすべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理をすべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区別して経理をすることが困難なときは、当該事項については、大

蔵大臣の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中一括して経理をし、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理をすることができる。

2 前項に規定する場合においては、第二十七条第一項中「貸借対照表勘定」とあるのは「法附則第一条の六第一項に規定する清算勘定に係るもの及びその他の勘定に係るものの別に貸借対照表勘定」と、第三十条第一項中「収入支出予算は」とあるのは「収入支出予算は、清算勘定に係るもの及びその他の勘定に係るものの別に」とする。

(予算等の認可の特例)

第四条 機構が、法附則第一条の八の規定により、法第二百六十五条の三十七の規定により作成する当該事業年度の予算及び資金計画について、大蔵大臣の認可を受けなければならない場合におけるこの省令の適用は、次に定めるところによる。

一 第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「法第二百六十五条の三十七前段の規定により予算を提出する」とあるのは「法附則第一条の八の規定により予算について認可を受けようとする」と、同条第二項中「法第二百六十五条の三十七後段の規定により変更した予算を提出するときは、変更した」とあるのは「法附則第一条の八の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする」とする。

二 第三十三条の規定の適用については、同条中「大蔵大臣に提出した」とあるのは、「大蔵大臣の認可を受けた」とする。

三 第三十四条第二項の規定の適用については、同項中「総会の議決を経なければ」とあるのは、「総会の議決を経て、かつ、大蔵大臣の承認を受けなければ」とする。

四 第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「法第二百六十五条の三十七後段の規定により変更した資金計画を提出するときは、変更した」とあるのは、「法附則第一条の八の規定により資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする」とする。

五 第四十条の規定の適用については、「あらかじめ大蔵大臣に提出する基準」とあるのは、「大蔵大臣の承認を受けて定める基準」とする。